

デジタル社会形成基本法の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案 新旧対照条文 目次

○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第二条関係）	1
○ 総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）（抄）（第三条関係）	2
○ 特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）（抄）（第四条関係）	3

改 正 案	現 行
<p>第二十七条 次の法令の規定については、国立大学法人等を独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>八〇十四 （略）</p> <p>二〇三 （略）</p>	<p>第二十七条 次の法令の規定については、国立大学法人等を独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八〇 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）第三十一条</p> <p>九〇十五 （略）</p> <p>二〇三 （略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法律の準用等） 第二十五条（略）</p> <p>2 次に掲げる法律の規定については、支援センターを独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一（略）</p> <p>（削る）</p> <p>二<small>九</small>（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（他の法律の準用等） 第二十五条（略）</p> <p>2 次に掲げる法律の規定については、支援センターを独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）第三十一条</u></p> <p>三<small>十</small>（略）</p> <p>3（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（行政機関から除かれる機関）</p> <p>第一条 特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）附則第三條の規定により読み替えて適用する法第二条の行政機関から除かれる機関は、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、社会保障制度改革推進本部、健康・医療戦略推進本部、社会保障制度改革推進会議、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、新型コロナウイルス感染症対策本部、国際博覧会推進本部、新型インフルエンザ等対策推進会議、人事院、宮内庁、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会、検察庁、公安審査委員会、国税庁、スポーツ庁、文化庁、中央労働委員会、林野庁、特許庁、中小企業庁、観光庁、運輸安全委員会及び会計検査院とする。</p>	<p>（行政機関から除かれる機関）</p> <p>第一条 特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）附則第三條の規定により読み替えて適用する法第二条の行政機関から除かれる機関は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、社会保障制度改革推進本部、健康・医療戦略推進本部、社会保障制度改革推進会議、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、新型コロナウイルス感染症対策本部、国際博覧会推進本部、新型インフルエンザ等対策推進会議、人事院、宮内庁、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会、検察庁、公安審査委員会、国税庁、スポーツ庁、文化庁、中央労働委員会、林野庁、特許庁、中小企業庁、観光庁、運輸安全委員</p>

会及び会計検査院とする。